

第1問 次の対話は、海外渡航の自由に関する教授と学生AからEまでとの対話である。教授の質問に対する次のAからEまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に合致するものは、幾つあるか。

教授： 海外渡航の自由が憲法上保障されるという点については学説上争いはありませんが、その根拠規定についてどのように考えますか。

学生A：ア 私は、憲法第22条第2項で保障されている「外国移住」の自由と「国籍離脱」の自由のうち、「国籍離脱」の自由に含まれると考えます。日本国の主権から永久に離脱する自由を認める以上、日本国の主権の保護を受けながら一時的に日本国外に渡航する自由が含まれるのは当然だからです。

学生B：イ 私は、憲法第22条第2項ではなく、一般的な自由又は幸福追求の権利の一部として、憲法第13条により保障されると考えます。旅行の自由は、単なる移動の自由ではなく、国の内外を問わず、旅行地の文化や人々との交流が人格形成に多大な影響を及ぼすという精神的自由の側面を有しているからです。

教授： それでは、海外渡航の自由を制限することはできますか。

学生C：ウ 私は、海外渡航の自由は、憲法第22条第2項が根拠規定だと考えますが、憲法第22条第2項は、憲法第13条や憲法第22条第1項と異なり、「公共の福祉に反しない限り」という文言がありませんので、海外渡航の自由を制限することはできないと考えます。

学生D：エ 私は、海外渡航の自由といえども、無制限のままに許されるものではなく、公共の福祉のために合理的な制限に服するものと考えます。

教授： それでは、一定の場合に外務大臣が旅券の発給を拒否することができることを定める旅券法第13条第1項第7号の合憲性について、どのように考えますか。

学生E：オ 結論として、合憲であると考えます。旅券法第13条第1項第7号は、明白かつ現在の危険が存在する場合に限って旅券の発給を拒否していると解されますので、このように旅券の発給を拒否することができる場合を限定的に解すれば、憲法に違反するとはいえないと考えます。

(参考)

憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

旅券法

(一般旅券の発給等の制限)

第13条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が

次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一～六 (略)

七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第2問 憲法上、内閣に法律案の提出権が認められているかについては、これを肯定する考え方と否定する考え方がある。次のアからオまでの記述のうち、「この考え方」が内閣の法律案の提出権を否定する考え方を指すものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 「この考え方」は、憲法上の明文の規定の存否を重視した上、憲法第72条の「議案」とは、本来内閣の権限に属する作用についての議案のことであると主張する。

イ 「この考え方」は、憲法が議院内閣制を採用しており、国会と内閣との協働関係を想定していることから導かれると主張する。

ウ 「この考え方」に対しては、国会は法律案について自由に審議し、修正し、否決することができるとの反論がある。

エ 「この考え方」は、仮に反対の立場に立ったとしても、議員たる国务大臣が議員の資格で発議することができることを考慮すると実質的な結論は変わらないと主張する。

オ 「この考え方」の中にも、内閣による憲法改正案の提出権が認められるかという問題については、日本国憲法が憲法改正について立法権とは異なる独立の章で取り扱っていることなどを考慮し、法律案の提出権の場合とは異なる結論を導く見解がある。

(参考)

憲法

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国务及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第3問 次の対話は、司法権の独立に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 司法権の独立の原則には、司法権が立法権及び行政権から独立して自主的に活動することと裁判官が裁判をするに当たって独立して職権を行使することという二つの意味があると言われています。司法権が立法権及び行政権から独立して自主的に活動すること

を担保するものとして、憲法上どのようなことが定められていますか。

学生：ア 例えば、最高裁判所の規則制定権や、最高裁判所による下級裁判所裁判官の指名権が定められています。

教授： それでは、裁判官が裁判をするに当たって独立して職権を行使することを担保するものとして、憲法上どのようなことが定められていますか。

学生：イ 例えば、憲法第 76 条第 3 項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定めていますが、この規定は、裁判の公正を保つために、裁判官の職権の独立をうたったもので、裁判官の職権行使に対する不当な干渉や圧力が排除されています。

教授： 憲法第 76 条第 3 項の「その良心に従ひ」とは、どのような意味だと考えますか。

学生： 私は、同項にいう「良心」とは、個人的・主観的な良心ではなく、客観的に存在する法を発見し、それに従うべし、という裁判官の職業倫理を意味すると考えます。

教授： 客観的に存在する法が不明確であり、一義的に答えが発見しにくい法律問題については、あなたが今述べた考え方に立てば、裁判官として、どのような選択をすべきことになりますか。

学生：ウ 客観的に存在する法が不明確である以上、裁判官の主観的な判断、つまり、個人としての道徳観に従った選択をすることになります。

教授： 国民が、個別の刑事事件について、その量刑が軽すぎると批判することは、司法権の独立を侵害しますか。

学生：エ 国民の裁判批判は、表現の自由の一環ですので、国民が個別の刑事事件の量刑を批判したからといって、直ちに司法権の独立を侵害するとは言えないものと考えます。

教授： 裁判官の職権行使の独立を実効性のあるものにするためには、裁判官の身分が保障されている必要があると思いますが、下級裁判所の裁判官の身分は、どのように保障されていますか。

学生：オ 下級裁判所の裁判官は、弾劾裁判所の裁判による場合、いわゆる分限裁判によって心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合又は分限裁判によって懲戒された場合でなければ、罷免されることはありません。

1      アイ      2      アエ      3      イウ      4      ウオ      5      エオ

第 4 問 未成年者 A が、A 所有のパソコン甲を A の唯一の親権者 B の同意なく成年者 C に売る契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 本件売買契約を締結するに際し、A と C との間で A の年齢について話題になったこと

がなかったため、AはCに自己が未成年者であることを告げず、CはAが成年者であると信じて本件売買契約を締結した場合には、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。

イ Aが甲の引渡し後に自ら本件売買契約を取り消した場合には、その取消しがBに無断であったときでも、Bは、当該取消しを取り消すことができない。

ウ Aが、成年に達する前に本件売買契約の代金債権を第三者に譲渡した場合には、本件売買契約及び代金債権の譲渡につきBの同意がなく、かつ、追認がなかったときでも、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。

エ 本件売買契約の締結後に契約締結の事実を知ったBが、Aが成年に達する前に、Cに対して甲を引き渡した場合には、当該引渡しがAに無断であったときでも、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。

オ Aが成年に達する前に、CがBに対し1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうか催告したにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しなかったときは、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。

1      アウ      2      アエ      3      イエ      4      イオ      5      ウオ

第5問 次の対話は、下記【事例】に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

Aは、Bが営む骨董屋の店内に陳列されていた彫刻甲を著名な彫刻家Cの真作であると信じて購入した。ところが、実際には、甲は、Cの真作ではなかった。

教授： 【事例】において、Bが、甲がCの真作であるとAに告げていた場合、Aが甲の売買契約の効力を否定するためには、どのような法律構成が考えられるでしょうか。

学生： 詐欺による取消しが考えられます。

教授： Aが詐欺による取消しを主張する場合には、Bの主観的事実について何らかの要件が必要とされていますか。

学生：ア Bの主観的事実としては、Aを欺罔して甲が真作であると誤信させようとする故意だけでなく、その誤信に基づき甲を購入する意思表示をさせようという故意があったことが必要です。

教授： では、Bは、甲がCの真作ではないことを知っており、また、AがCの真作であると信じて購入することも認識していたが、甲がCの真作ではないことをAに告げずに売った場合には、Aは、詐欺を理由として売買契約を取り消すことはできますか。

学生：イ このような場合には、AがBによる働き掛けなくして錯誤に陥っていますので、詐欺による取消しが認められることはありません。

教授： 【事例】において売買契約の効力を否定するための他の法律構成は、考えられま

せんか。

学生： 錯誤無効を主張することが考えられます。

教授： 【事例】について錯誤無効を主張する場合には、どのような問題があると考えられますか。

学生：ウ Aは、甲がCの真作であるという錯誤に陥っていますが、Aは、店内に陳列されていた甲を買う意思でその旨の意思表示をしていますので、意思と表示に不一致はなく、動機の錯誤が問題となります。

教授： Aの錯誤が動機の錯誤だとすると、動機の錯誤に基づいて錯誤無効の主張ができるかどうか問題になりますが、その要件について、判例は、どのような見解を採っていますか。

学生：エ 判例は、動機の表示は黙示的にされたのでは不十分であり、明示的にされ、意思表示の内容となった場合に初めて法律行為の要素となり得るとしています。

教授： 【事例】において詐欺を主張するか、錯誤を主張するかで、他に異なる点がありますか。

学生：オ 詐欺による取消しについては、AB間の売買契約を前提として新たに法律関係に入った善意の第三者を保護する規定や取消権の行使についての期間の制限の規定があるのに対して、錯誤については、このような明文の規定がないことが挙げられます。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第6問 次の対話は、無権代理に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。

この事例において、Cは、どのような法的手段をとることが考えられますか。

学生：ア Cは、Aに対して本件売買契約を追認するか否かの催告を行うことができ、また、Aの追認がない間は、Bが代理権を有しないことについてCが善意か悪意かを問わず、契約を取り消すことができます。

教授： それでは、事例において、BがCから受け取った売買代金をA名義の預金口座に入金し、Aがこれを認識しながら6か月間そのままにしていたという場合には、Aは、なお追認を拒絶することができるでしょうか。

学生：イ 追認があったかどうか問題になりますが、黙示の追認がなかったとしても、取り消すことができる行為の法定追認について定めた規定の類推適用により、本件売買契約を追認したものとみなされますので、Aは、もはや追認を拒絶することができなくなり

ます。

教授： では、事例において、本件売買契約を締結した後に、Bの無権代理によるCへの甲建物の売却を知らないDに対してAが甲建物を売却し、その後、AがBの無権代理行為を追認した場合には、CとDのどちらが甲建物の所有権を取得しますか。

学生：ウ AがBの無権代理行為を追認しても、第三者の権利を害することはできませんので、追認の遡及効は制限され、対抗要件の具備を問うまでもなくDが所有権を取得します。

教授： では、事例において、BがAの子であったと仮定し、AがBの無権代理行為の追認を拒絶した後に死亡し、BがAを単独相続した場合は、どうなりますか。

学生：エ Aが追認を拒絶することにより、Bの無権代理による売買契約の効力がAに及ばないことが確定しますので、その後にBがAを相続しても、Bは、追認拒絶の効果を主張することができます。

教授： 事例において、Aが追認を拒絶した場合、Cが民法第117条第1項に基づいてBに対して損害賠償を請求するためには、Bに故意又は過失があることを立証する必要がありますか。

学生：オ 無権代理人の損害賠償責任の性質は、不法行為責任ではなく、法律が特別に認めた無過失責任であると考えられますので、Cは、Bの故意又は過失を立証する必要はありません。

(参考)

民法

(無権代理人の責任)

第117条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 (略)

1      アウ      2      アオ      3      イウ      4      イエ      5      エオ

第7問 「Bは、Aから不動産を購入して、AからBへの所有権の移転の登記をした上で、Cに当該不動産を売却した。他方、Aは、Bの詐欺を理由にBとの売買契約を取り消した。」という事例におけるAとCとの間の法律関係について、「Cが、Aによる取消前に当該不動産を譲り受けていた場合には、遡及効を制限する規定によって遡及効が制限される場合以外は、取消しの遡及効を貫徹すべきである。」との立場を前提としつつ、CがAの取消後に当該不動産を譲り受けていた場合には、①「取消しにより、BからAへの新たな物権変動が生じ、Cは民法第177条の第三者に該当し、Aは登記をしなければ、不動産の所有権の復帰をCに対抗することができない。」と構成する見解と、②「取消後、Aによる登記の取

戻しに懈怠がある場合には、民法第 94 条第 2 項を類推適用し、外観法理により C が保護される場合がある。」と構成する見解がある。

次のアからオまでの記述のうち、①の見解に対してのみ妥当する批判として適切なものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア C の譲受けが取消しの前か後かによって取消しの効果についての法律構成が異なることは、論理的に問題である。

イ 取消後に譲り受けた C に対して A が常に取消しの効果を対抗することができるとする結論は、妥当でない。

ウ 取消後に譲り受けた C が、A B 間の売買契約が取り消されたことを知っている場合であっても保護されることとなるのは、妥当でない。

エ A が取消しをしながら登記を B 名義で放置しておいた場合と、取消しそのものをしないで放置しておいた場合とで、A が C に不動産の所有権を主張することができるか否かの結論が異なる余地があるのは、妥当でない。

オ C が取消前に譲り受けた場合には、C が登記をしなくとも保護されるという結論は、妥当でない。

1      アイ      2      アウ      3      イエ      4      ウオ      5      エオ

第 8 問 A がその所有する動産甲を B に寄託し、又は賃貸している場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A が甲を B に寄託している場合において、A が甲を C に譲渡した。B は、民法第 178 条にいう「第三者」に当たらないから、C は、指図による占有移転により甲の引渡しを受けていなくても、B に対し、甲の引渡しを請求することができる。

イ A が甲を B に賃貸している場合において、A が甲を C に譲渡した。B は、民法第 178 条にいう「第三者」に当たらないから、C は、指図による占有移転により甲の引渡しを受けていなくても、B に対し、甲の引渡しを請求することができる。

ウ A が甲を B に賃貸している場合において、A が甲を C に譲渡した。この場合において、C が指図による占有移転により甲の引渡しを受けるためには、A が B に対して以後 C のためにその物を占有することを命じ、C がこれを承諾することが必要である。

エ A が甲を B に寄託している場合において、A が、甲を C に譲渡し、さらに、D にも甲を譲渡した。その後、C が指図による占有移転により甲の引渡しを受け、次いで、D が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づき、甲についての譲渡の登記をした。同法に基づく登記には、引渡しに対する優先的効力が認められているから、この場合には、D が甲の所有権を取得することになる。

オ A が甲を B に寄託している場合において、A が甲を C に譲渡した。C が指図による占

有移転により甲の引渡しを受けたが、その後、Aは、Eに対して甲を譲渡し、Eは、Aが無権利者であることについて善意無過失で甲を譲り受け、指図による占有移転によって甲の引渡しを受けた。指図による占有移転によって占有を取得した場合にも即時取得の規定の適用があるから、この場合には、Eが甲の所有権を取得することになる。

1      アイ      2      アオ      3      イエ      4      ウエ      5      ウオ

第9問 動産甲についての占有の訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 法人の代表者が法人の業務として甲を所持する場合には、代表者個人のためにも甲を所持するものと認めるべき特別の事情がない限り、代表者個人が甲の占有者であるとして占有回収の訴えを提起することはできない。

イ 甲の占有者AがBの欺罔によってBに任意に甲の占有を移転した場合には、Aは、Bに対し、占有回収の訴えにより甲の返還を求めることはできない。

ウ Aから甲についての占有回収の訴えを提起されたBは、占有の訴えに対し、防御方法として甲の本権を主張することはできるが、本権に基づく反訴を提起することはできない。

エ 強制執行によって甲の占有を解かれた場合には、その執行行為が違法であるか否かにかかわらず、占有回収の訴えにより甲の返還を請求することができる。

オ Bは、Aが占有する甲を盗み、盗品であることを秘してCに売却した。Bが甲を盗んだことを知らないCは、これを知っているDに甲を売却し、Dが甲を占有している。この場合には、Aは、Dに対し、占有回収の訴えにより甲の返還を求めることができる。

1      アイ      2      アオ      3      イウ      4      ウエ      5      エオ

第10問 次の対話は、相隣関係に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： Aの所有する甲土地と、Bの所有する乙土地とが、互いに相隣地の関係にあるとします。

甲土地の方が乙土地よりも高地にあるため、甲土地から乙土地に水が自然に流れてくる場合に、Bは、これをせき止めることができますか。

学生：ア この水の流れがせき止められてしまうと、水が流れ出ることができなくなってしまった甲土地に水害が生じてしまいますので、Bは、これをせき止めることはできません。

教授： それでは、この水の流れが天災によって低地である乙土地内で閉塞してしまったときに、Aは、Bに対し、水流の障害を除去するために必要な工事をさせることができま



すか。

学生：イ いいえ、Aは、乙土地に立ち入り、水流の障害を除去するために必要な工事を行うことができるにとどまり、その工事は、別段の慣習がない限り、自らの費用で行うこととなります。

教授： Aが甲土地に家屋を建てる場合に、雨水が乙土地に直接注ぐ構造の屋根を設けることができますか。

学生：ウ Bは、自然の水の流れの一種である雨水が乙土地に注がれるのを受忍しなければならない立場にありますから、Aが甲土地に家屋を建てる場合に、雨水が乙土地に直接注ぐ構造の屋根を設けることが妨げられることはありません。

教授： Aは、甲土地と乙土地との境界に境界標を設けたいと考えた場合に、Bに対し、共同の費用でこれを設けることを求めることができますか。

学生：エ 境界標を設ける必要性はないと考えているかもしれないBに費用を負担させることは相当ではありませんから、Aは、自己の費用でこれを設けなければなりません。

教授： 甲土地に植えられている樹木の根が乙土地との境界線を越えて伸びている場合に、Bは、その根を切り取ることができますか。

学生：オ はい、Bは、自分でその根を切り取ることができます。

1      アウ      2      アオ      3      イエ      4      イオ      5      ウエ

第 11 問 民法上の留置権と同時履行の抗弁権に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。

1 物の修理を内容とする双務契約において、物の修理業者は、修理代金債権を被担保債権として、修理した物を目的物とする留置権を主張することができ、また、同時履行の抗弁権に基づいて、修理代金が支払われるまで修理した物を相手方に引き渡すことを拒絶することもできる。

2 留置権を行使されている者は、相当の担保を供してその消滅を請求することができるが、同時履行の抗弁権を行使されている者は、相当の担保を供してその消滅を請求することはできない。

3 物の引渡しを求める訴訟において、留置権の主張が認められる場合は請求棄却判決となるのに対し、同時履行の抗弁権の主張が認められる場合は引換給付判決となる。

4 不動産が二重に売買され、後に買い受けた者が不動産について所有権の移転の登記をした場合において、先に不動産を買い受けた者は、後に不動産を買い受けた者からの所有権に基づく不動産の明渡請求に対し、売主に対する不動産の売買契約の債務不履行に基づく損害賠償債権を被担保債権として留置権を主張することはできない。

5 双務契約の当事者の一方は、相手方から履行の提供があっても、その提供が継続されない限り、同時履行の抗弁権を失わない。

第12問 次の対話は、地役権に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： Aが所有する甲土地のために、Bが所有する乙土地の一部に通行を目的とする地役権が設定されたとします。第三者Cが乙土地の同部分に権原なくして自動車を駐車するなどしてAの通行の妨害を繰り返している場合に、Aは、Cに対し、どのような請求をすることができますか。

学生：ア 地役権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、通行妨害行為の禁止を請求することができます。

教授： 次に、BがDに乙土地を譲渡した場合に、Aは、Dに対し、登記なくして地役権を対抗することができますか。

学生：イ BがDに乙土地を譲渡した時点で、乙土地がAによって継続的に通路として使用されていることが客観的に明らかであり、かつ、Dが地役権設定の事実を認識していた場合に限り、Aは、Dに対し、登記なくして地役権を対抗することができます。

教授： それでは、AがDに登記なくして地役権を対抗することができる場合に、Aは、Dに対し、どのような請求をすることができますか。

学生：ウ 乙土地について地役権を有することの確認を請求することができますが、地役権の設定の登記の手続を請求することまではできません。

教授： 次に、地役権の時効取得について考えてみましょう。民法第283条は、「地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。」と定めていますが、通行を目的とする地役権が「継続的に行使され」と認められるには、どのような要件を満たす必要がありますか。

学生：エ 承役地となる土地の上に通路が開設される必要があります。この通路の開設は、要役地の所有者によってされる必要があります。

教授： それでは、事例を変えて、丙土地を所有するEが、Fの所有する丁土地について、丙土地のための地役権を時効により取得したとします。その後、EがGに丙土地を譲渡した場合に、Gは、Fに対し、丁土地についての地役権を対抗することができますか。

学生：オ Gが丙土地について所有権の移転の登記をした場合には、Gは、丁土地についての地役権の移転についても、Fに対し、登記なくして対抗することができます。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第13問 Aが所有する建物について、Bが、Aに対して有する債権を被担保債権とする抵当権の設定を受けてその登記をした後、Cが当該建物を賃借した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 抵当権が実行されてDが競売手続においてその建物を買い受けた場合において、競売手続の開始前からCが建物の引渡しを受けてこれを使用していたときは、Cは、Dの買受けの時から6か月間、Dに対する建物の明渡しを猶予され、Dに対して建物の使用の対価を支払う必要もない。

イ 競売手続の開始前からCが建物の引渡しを受けてこれを使用していた場合には、Cは、賃借権設定の登記をしていなくても、その賃借権を抵当権を有するBに対抗することができる。

ウ Cが建物をEに転貸した場合、Cを建物の所有者と同視することができるようなときを除き、Bは、CのEに対する賃料債権について物上代位権を行使することはできない。

エ AのCに対する賃料債権がFに譲渡され、当該債権譲渡について確定日付のある証書によってCが承諾した場合であっても、Bは、その賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

オ Bは、抵当権の被担保債権についてAに債務不履行があるか否かにかかわらず、AのCに対する賃料債権について物上代位権を行使することができる。

1      アイ      2      アオ      3      イエ      4      ウエ      5      ウオ

第14問 法定地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aが、その所有する更地である甲土地にBのために抵当権を設定した後、甲土地上に乙建物を建築し、その後、Cのために甲土地に抵当権を設定した場合において、Cの申立てに基づいて抵当権が実行されたときは、乙建物のために法定地上権が成立する。

イ Aが、その所有する甲土地にBのために抵当権を設定した当時、甲土地上にある乙建物に所有権の保存の登記がされていなかった場合には、抵当権が実行されたとしても、乙建物のために法定地上権は成立しない。

ウ Aが、その所有する甲土地及び甲土地上の乙建物にBのために共同抵当権を設定した後、乙建物が取り壊され、甲土地を賃借したCが新しい丙建物を建築した場合において、甲土地についての抵当権が実行されたときは、丙建物のために法定地上権は成立しない。

エ A、B及びC共有の甲土地上にA所有の乙建物があった場合において、Aの債務を担保するため、A、B及びCが共同してDのために甲土地の各持分に抵当権を設定したときは、B及びCが法定地上権の成立をあらかじめ容認していたと認められない場合であっても、抵当権が実行されたときは、乙建物のために法定地上権が成立する。

オ Aが、その所有する甲土地にBのために抵当権を設定した当時、甲土地上にA及びC共有の乙建物があった場合において、抵当権が実行されたときは、乙建物のために法定地上権が成立する。

1      アイ      2      アエ      3      イウ      4      ウオ      5      エオ

第 15 問 構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保（以下「集合動産譲渡担保」という。）について説明した次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

ア 集合動産譲渡担保の設定に際し、担保の目的となる動産の範囲を特定することは不要である。

イ 継続的取引から生じる債務の一切を担保するいわゆる根担保として、集合動産譲渡担保を設定することはできない。

ウ 集合動産譲渡担保の目的とすることができる動産は、譲渡担保の設定時に現実に存在しているものであることを要しない。

エ 集合動産譲渡担保の設定者が、通常の営業の範囲内で譲渡担保の目的を構成する個々の動産を売却した場合には、買主である第三者は、当該動産について確定的に所有権を取得することができる。

オ 動産売買の先取特権が付された動産が占有改定の方法により集合動産譲渡担保の構成部分となった場合において、先取特権の権利者がその動産につき競売の申立てをしたときは、集合動産譲渡担保権者は、その動産について集合動産譲渡担保権を主張することができない。

1          1 個      2          2 個      3          3 個      4          4 個      5          5 個

第 16 問 次の対話は、有名画伯の作品である絵画を A が B に売却し、約束の期日に A の住所において B に引き渡すという契約に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次の 1 から 5 までの学生の解答のうち、正しいものは、どれか。

教授： A は、約束の期日までに B に絵画を引き渡す準備をして待っていたのだけれども、その期日を過ぎた後も B が引取りに来なくて困っているとしよう。そもそも、A が絵画を引き渡さないことを理由として、引取りに行かなかった B が債務不履行に基づく損害賠償を A に対して求めてきたら、認められるのだろうか。

学生： 1 取立債務では、現実の提供をする必要はないのですが、引渡しの準備をしているだけでは足りず、引渡しの準備をしたことを通知して口頭の提供をしなければ、債務者は、債務不履行責任を負うこととなります。したがって、A が引渡しの準備をしたことを B に通知していなければ、債務不履行に基づく B の損害賠償請求は、認められることとなります。

教授： B が引取りに来るまでの間の絵画の保管について、A は、どのような注意義務を負うのだろうか。

学生： 2 特定物の引渡義務を負う債務者は、善良な管理者の注意をもって、目的物を保

存しなければなりませんから、Aが目的物の引渡しについて口頭の提供をしたとしても、引渡義務が消滅するまでの間は、このような注意義務を負うことになります。

教授： Bが約束の期日を過ぎても絵画を引取りに来ないうちに、隣家からの出火によってAの家が類焼して絵画が滅失し、絵画を引き渡すことができなくなった場合には、Aは、Bに対して絵画の代金を請求することができるのだろうか。

学生： 3 期日を過ぎて、Aが口頭の提供をしたにもかかわらずBが受領しない間に、当事者双方に帰責事由なく目的物が滅失した場合には、Aは、代金を請求することができません。

教授： Aは、絵画を保管し続けるのを避けるために、Bが受領を拒絶していることを理由として供託をすることはできるだろうか。

学生： 4 判例によると、債権者が受領を拒絶している場合であっても、弁済の提供をすることが必要とされていますので、口頭の提供をしても債権者が受領しないことが明らかとなるときを除き、債権者の受領拒絶を原因とする供託をするためには、口頭の提供をすることが必要です。

教授： Bが絵画を引き取らないのであれば、代わりにその絵画を買い取りたいと言っている人がいるとしよう。この場合に、Bが絵画を受領しないことを理由として、Aは、Bとの契約を解除することはできるだろうか。

学生： 5 判例によると、買主が目的物の受領を拒んでいる場合には、売主は、契約を解除することができます。

第17問 売主の担保責任に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 売主の瑕疵担保責任は、法律が買主の信頼保護の見地から特に売主に課した法定責任であって、この責任は、売買契約上の債務とは異なるものであるから、瑕疵担保責任に基づく買主の売主に対する損害賠償請求権には、債権の消滅時効に関する規定は適用されない。

イ 他人の権利を目的とする売買の売主が当該権利を取得して買主に移転することができない場合には、買主が契約の時にその権利が売主に属しないことを知っていたときであっても、買主は、売主に対し、債務不履行一般の規定に従って損害賠償を請求することができる。

ウ 売主が他人の権利が売買の目的であることを明示して売買をした場合には、他人の権利の売買における売主の担保責任の規定は、適用されない。

エ 他人の物の売買において、目的物の所有者が売買契約成立の当時から当該目的物を他に譲渡する意思がなく、したがって、売主が当該目的物を取得して買主に移転することができないような場合には、当該売買契約は、無効である。

オ 他人の権利の売主がその権利を取得して買主に移転し得る状態にあったにもかかわらず、買主がその他人から自ら直接その権利を取得したことにより、売主の債務が履行不能

になった場合には、買主は、他人の権利の売買における売主の担保責任に基づき売買契約を解除することができない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第 18 問 転貸借における原賃貸借の賃貸人（原賃貸人）と転借人との法律関係に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 原賃貸人の承諾を得て建物の転貸借が行われた場合には、転借人は、原賃貸人に対し、雨漏りの修繕など、建物の使用及び収益に必要な行為を求めることができる。

イ 原賃貸人の承諾を得て転貸借が行われた場合には、原賃貸人は、転借人に対し、原賃貸借の賃料額と転貸借の賃料額のうち低い方の額を限度として、賃料を直接請求することができる。

ウ 原賃貸人の承諾を得て転貸借が行われた場合において、その後に原賃貸借が合意解除されたときは、原賃貸人は、転借人に対し、目的物の返還を求めることができる。

エ 建物所有を目的とする土地の賃貸借において、借地権者が地上建物を第三者に譲渡するに当たり、その第三者が土地の転借をしても原賃貸人に不利となるおそれがないのにその承諾が得られない場合には、借地権者は、原賃貸人の承諾に代わる許可を裁判所に申し立てることができる。

オ 原賃貸人に無断で転貸借が行われた場合には、転借人は、原賃貸人の承諾を得られるまでの間、転貸人（原賃借人）からの賃料の支払請求を拒むことができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 19 問 次の対話は、請負と委任に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： まず、契約で合意された役務の提供が完了しなかった場合の報酬請求権について、請負と委任とで、どのような違いがあるかを考えてみましょう。委任における受任者は、委任事務の履行が途中で終了したことについて自己に帰責事由がない場合には、報酬を請求することができますか。

学生：ア はい。この場合の受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができます。

教授： 請負では、どうでしょうか。請負人は、仕事の完成が不可能になったことについて自己に帰責事由がない場合には、報酬を請求することができますか。

学生：イ 仕事の完成が不可能になったことについて請負人に帰責事由がない場合であっ

でも、注文者にも帰責事由がないときは、請負人は、報酬を請求することができません。

教授： 注文者に帰責事由があるときは、判例によれば、どうなりますか。

学生：ウ 仕事の完成が不可能になったことについて請負人に帰責事由がなく、注文者に帰責事由がある場合には、請負人は、報酬を請求することができます。

教授： それでは、注文者や委任者が任意に契約を解除するための要件については、どうでしょうか。まず、請負では、どうですか。

学生：エ 請負における注文者は、仕事の完成前においては、相手方に不利な時期に契約を解除することができませんが、相手方に不利な時期でなければ、損害を賠償して契約を解除することができます。

教授： 委任では、判例は、どう言っていますか。

学生：オ 委任について、判例は、受任者の利益のためにも委任がされた場合であっても、委任者は、委任事務が履行された場合と同額の報酬を支払うことにより、いつでも契約を解除することができるとしています。

1      アイ      2      アエ      3      イウ      4      ウオ      5      エオ

第20問氏に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 婚姻によって氏を改めた夫は、妻の死亡によって婚姻前の氏に復するが、その死亡の日から3か月以内に届け出ることによって、死別の際に称していた妻の氏を続称することができる。

イ 夫婦が婚姻の際に夫の氏を称するものと定めた場合において、婚姻中に夫が第三者の養子となる縁組をしたときは、夫婦は、夫の養親の氏を称する。

ウ 嫡出でない子が父の氏を称することはできない。

エ 父が離婚によって婚姻前の氏に復した後、再婚によって更に氏を改めた場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、その父の氏を称することができる。

オ 両親の離婚によって母が婚姻前の氏に復した場合において、子の親権者が母と定められたときは、その子は、母の氏を称する。

1      アウ      2      アオ      3      イウ      4      イエ      5      エオ

第21問婚姻の要件が問題となる事実に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aの養子B（女性）とAの弟Cは、婚姻をすることができる。

イ A（女性）には嫡出でない子B（女性）がいるところ、AがC（男性）と婚姻し、その後離婚した場合、BとCは、婚姻をすることができる。

ウ A（男性）との婚姻中に懐胎していたB（女性）が、Aと離婚した1か月後に出産した場合、更にその1か月後にC（男性）と再婚をすることができる。

エ 18歳のA（女性）と21歳のB（男性）との婚姻について、Aの父母の同意がないにもかかわらず、婚姻の届出が受理された場合、AとBとの婚姻は、裁判により取り消すことができる。

オ A（女性）と婚姻しているB（男性）が、更にC（女性）との婚姻の届出をした場合には、これが受理されたとしても、BとCとの婚姻は、無効である。

1      アウ      2      アエ      3      イエ      4      イオ      5      ウオ

第22問代襲相続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aには子Bがおり、Bは、Cと婚姻している。Bが死亡した後に、Aが死亡した。この場合、Cは、Bを代襲してAの相続人となる。

イ Aには子Bがおり、Bには子Cがいる。AとBとが同時に死亡した。この場合、Cは、Bを代襲してAの相続人となる。

ウ Aには子B及びCがおり、Bには子Dがいる。Bを廃除する旨の審判が確定した後にAが死亡した。この場合、Dは、Bを代襲せず、Aの相続人とはならない。

エ Aには子B及びCがおり、Bには子Dがいる。Aが死亡し、Bは、相続を放棄した。この場合、Dは、Bを代襲してAの相続人となる。

オ Aには子B及びCがおり、Bには子Dがおり、Dには子Eがいるが、Cには配偶者も子もおらず、また、Aを除き生存している直系尊属もない。A、B及びDが死亡した後に、Cが死亡した。この場合、Eは、B及びDを代襲せず、Cの相続人とはならない。

1      アイ      2      アエ      3      イオ      4      ウエ      5      ウオ

第23問次の対話は、遺産分割に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 今日、Aが死亡して、その相続人は、Aの妻BとAB間の子C及びDの3名である事例を前提として、遺産分割について考えてみましょう。まず、Dが遺産分割前にその相続分全部を第三者Eに譲渡したとします。この場合、Eは、どのような立場に立ちますか。

学生：ア B又はCがDの相続分について取戻権を行使しない限り、Eは、遺産分割手続の当事者となり、B及びCとの間で遺産分割協議が調わない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停又は審判を申し立てることができます。



教授： 次に、冒頭の事例において、Dが、株式1万株のうち2,000株は自分のものであり、Aの遺産に含まれないと主張して、B及びCと争っていたとします。この場合には、家庭裁判所は、遺産分割の審判をすることができますか。

学生：イ 家庭裁判所は、遺産の範囲について民事訴訟で解決が図られる前であっても、自ら遺産の範囲について判断して、それを前提に遺産分割の審判をすることができます。

教授： では、B、C及びDの間で遺産分割協議が調う前に、Bが亡くなり、Bには、Aの遺産についての相続分以外に固有の財産がなかったとします。この場合には、Aの遺産に対するBの相続分をCとDとの間で分けるために、遺産分割手続を行う必要がありますか。

学生：ウ Aの遺産に対するBの相続分は、Aの遺産を取得することができるという抽象的な法的地位にすぎず、遺産分割の対象となるような具体的な財産権ではありません。したがって、C及びDは、遺産分割手続によらないで、当然に、それぞれの法定相続分の割合に応じてBの相続分を承継することになります。

教授： それでは、遺産分割協議が成立した場合について、幾つか質問します。まず、遺産分割協議が成立した後に、遺産分割協議において負担した債務の不履行があった場合に、これを理由として遺産分割協議を解除することはできますか。また、共同相続人全員が遺産分割協議を解除することに合意した場合は、どうですか。

学生：エ 一度成立した遺産分割協議を解除して分割をやり直すのは、法的安定性を著しく害するので、遺産分割協議において負担した債務の不履行を理由に遺産分割協議を解除することができないのはもちろんのこと、共同相続人全員が合意した場合であっても、遺産分割協議を解除することはできません。

教授： 次に、B、C及びDは、遺産分割協議によりAの遺産を全てBが相続することとしたとします。しかし、Cは、無資力で、Aの遺産を相続しないと、自らの債務を弁済することができない状態でしたので、Cの債権者は、遺産分割協議について詐害行為取消権を行使したいと思っています。遺産分割協議は、詐害行為取消権の行使の対象になり得ますか。

学生：オ 遺産分割協議は、財産権を目的とする法律行為ですので、詐害行為取消権の行使の対象になり得ます。

1        アエ        2        アオ        3        イウ        4        イオ        5        ウエ

第24問故意に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aは、知人Bとアメリカに旅行した際、Bから腹巻きと現金30万円を渡され、「腹巻きの中に、開発中の化粧品が入っている。これを着用して先に日本に帰ってほしい。後で自分が帰国したら連絡する。30万円は、お礼である。」旨の依頼を受けた。腹巻きの中に

は覚せい剤が入っており、Aは、中身が覚せい剤かもしれないし、その他の身体に有害で違法な薬物かもしれないと思いながら、この腹巻きを身に着け、覚せい剤を日本国内に持ち込んだ。この場合、Aには、覚せい剤取締法違反（輸入）の罪は成立しない。

イ Aは、Bを殺害しようと考え、クロロホルムを吸引させて失神させたBを自動車ごと海中に転落させて溺死させるという一連の計画を立て、これを実行してBを死亡させた。この場合において、Aの認識と異なり、海中に転落させる前の時点でクロロホルムを吸引させる行為によりBが死亡していたときは、Aには、殺人罪は成立しない。

ウ Aは、深夜、1階が空き部屋で、2階にBが一人で住んでいる二階建て木造家屋に放火して全焼させた。火をつける前に、Aが1階の窓から室内をのぞいたところ、誰も住んでいる様子がなく、2階にも灯りがついていなかったことから、Aは、この建物は空き家だと思っていた。この場合、Aには、現住建造物等放火罪は成立しない。

エ Aは、Bに貸金債権を有していたが、Bが返済を滞らせていたため、配下のC及びDに対し、「Bと会って、借金を返すように言え。Bが素直に借金を返さないときは、Bを車のトランクに押し込んで連れてこい。ただし、なるべく手荒なことはしたくないから、できるだけ金を取り立ててこい。」と命じた。C及びDは、Bと会ったものの、Bが言を左右にして返済に応じなかったため、あらかじめ準備していた手錠をBにかけ、車のトランクに押し込み、Aの事務所まで連行した。この場合、Aには、逮捕・監禁罪は成立しない。

オ Aは、Bを殺害しようとして決意し、Bの首を絞めたところ、動かなくなったので、Bが死んだものと思い、砂浜に運んで放置した。砂浜に運んだ時点では、Bは気絶してただけであったが、砂浜で砂を吸引して窒息死した。この場合、Aには、殺人（既遂）罪が成立する。

1        アイ    2        アエ    3        イウ    4        ウオ    5        エオ

第25問住居侵入罪等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aは、マンションの上階のB方の住人の足音などが大きいとして不満を抱き、それまで付き合いのなかったB方へ行くや、鍵の掛かかっていなかった玄関ドアからB方の居間に入り込み、騒音が大きいなどと文句を言った。Bは、Aに対し、出て行くよう求めたが、Aは、Bからの通報で警察官が駆け付けるまでB方の居間にとどまり、騒音に対する文句を言い続けた。この場合、Aには、住居侵入罪と不退去罪が成立する。

イ Aは、窃盗の目的で、夜間、Bが経営する工場の門扉で囲まれた敷地内に入ったが、工場内に人がいる様子だったため、工場内に入るのを断念して立ち去った。この場合、Aには、建造物侵入の既遂罪は成立しない。

ウ Aは、現金自動預払機の利用客のキャッシュカードの暗証番号を盗撮する目的で、現金自動預払機が設置された無人の銀行の出張所の建物内に立ち入り、小型カメラを取り付

けた。この場合、Aには、建造物侵入罪が成立する。

エ Aは、勤務先の同僚Bと飲酒した後、終電がなくなったため、BとともにタクシーでB方に行き、B方に泊めてもらった。翌朝、Aは、Bの財布がテーブルの上に置かれているのを見て、現金を盗むことを思い付き、Bがまだ眠っているのを確認してから、Bの財布から2万円を盗んだ。この場合、Aには、住居侵入罪と窃盗罪が成立する。

オ Aは、捜査車両の車種やナンバーを把握する目的で、警察署の庁舎建物と高さ約2.4メートル、幅（奥行き）約22センチメートルの塀により囲まれて、部外者の立入りが禁止され、塀の外側から内部をのぞき見ることができない構造となっている警察署の中庭に駐車中の捜査車両を見るため、当該塀によじ上って塀の上部に上がった。この場合、Aには、建造物侵入罪が成立する。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第26問不法領得の意思に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aは、友人Bの部屋に遊びに行った際、B所有のカメラが高価なものだと聞き、Bが席を外した隙に、自分のかばんに入れて持ち帰った。Aは、このカメラを自分で使うか、売ることを考えていたが、どちらにするか確たる考えはなかった。この場合、不法領得の意思が認められるので、窃盗罪が成立する。

イ Aは、支払督促制度を悪用して叔父Bの財産を差し押さえようと考え、Bを債務者とする支払督促を裁判所に申し立てた上、後日、支払督促正本及び仮執行宣言付支払督促正本を送達してきた郵便配達員Cに対し、いずれの正本の送達の際も、B宅の近辺においてBを装って対応し、AをBと誤信したCから各正本を受け取った。Aは、各正本については、当初から廃棄するつもりであった。この場合、各正本についての不法領得の意思が認められるので、Cに対する詐欺罪が成立する。

ウ Aは、性欲を満たすため、隣家に住む女性がベランダに干していた下着を持ち去り、自宅に保管していた。この場合、不法領得の意思が認められないので、窃盗罪は成立しない。

エ Aは、パチンコ台に誤作動を生じさせる装置を携帯してパチンコ店に行き、この装置を用いてパチンコ台を誤作動させて大当たりを出し、パチンコ玉を排出させた。Aは、排出させたパチンコ玉については、当初からパチンコ店内ですぐに景品交換するつもりであった。この場合、不法領得の意思が認められるので、窃盗罪が成立する。

オ Aは、勤務先の上司Bに不満を抱き、Bを困らせようと考え、重要な会議の前夜にBが退社した後、Bが準備していた会議資料を密かにBの机の引き出しから持ち出した。Aは、当初、会議資料を自宅に隠しておくつもりで持ち出したが、その後、怖くなって廃棄した。この場合、不法領得の意思が認められるので、窃盗罪が成立する。

1      アウ      2      アエ      3      イウ      4      イオ      5      エオ

第27問会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 設立しようとする会社が持分会社である場合には、社員になろうとする者が作成した定款は、公証人の認証を受けることを要しない。

イ 設立しようとする株式会社の定款に現物出資に関する定めがある場合において、裁判所は、検査役からの報告を受け、当該現物出資に係る事項を不当と認めたときは、当該現物出資に係る事項を変更する決定をしなければならない。

ウ 発起設立の場合、設立時取締役の解任は、発起人全員の同意によってしなければならない。

エ 設立しようとする会社が取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）である場合には、設立時取締役は、その過半数をもって設立時代表取締役を選定しなければならない。

オ 募集設立の場合、創立総会の決議によって、全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設ける定款の変更をすることはできない。

1      アエ      2      アオ      3      イウ      4      イエ      5      ウオ

第28問株式と社債との異同に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 株式は、株主名簿に株主の氏名又は名称及び住所が記載され、又は記録される記名式のものに限られ、社債は、社債原簿に社債権者の氏名又は名称及び住所が記載され、又は記録される記名式のものに限られる。

イ 募集株式の引受人は、出資の履行をする債務と会社に対する債権とを相殺することができないが、募集社債の申込者は、払込みをする債務と会社に対する債権とを相殺することができる。

ウ 2以上の種類の株式を発行する会社は、定款で特定の種類の株式のみに係る株券を発行するものと定めることができないが、2以上の種類の社債を発行する会社は、特定の種類の社債のみに係る社債券を発行するものと定めることができる。

エ 株式会社は、定款で株主名簿管理人を定め、株主名簿に関する事務を行うことを委託することができるが、社債を発行する会社は、社債原簿管理人を定め、社債原簿に関する事務を行うことを委託することができない。

オ 株主総会の決議は、その効力を生じさせるために裁判所の認可を受けることを要しな

いが、社債権者集会の決議は、その効力を生じさせるために裁判所の認可を受けなければならない。

1        アウ      2        アエ      3        イエ      4        イオ      5        ウオ

第29問新株予約権に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 譲渡制限新株予約権の譲渡等承認請求について、会社が承認をしない場合には、当該会社又は指定買取人が当該新株予約権を買い取らなければならない。

イ 新株予約権無償割当てにおいて、新たに発行する新株予約権と自己新株予約権とを混在させて割り当てることはできない。

ウ 募集新株予約権の引受人は、募集新株予約権の払込金額の全額の払込みを待たず、割当日に募集新株予約権の新株予約権者となる。

エ 自己新株予約権の処分は、会社法所定の募集新株予約権の発行と同様の手続によらなければならない。

オ 株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において、割当てを受ける募集新株予約権の数に一に満たない端数が生ずるときは、当該端数は切り捨てられ、株主は、当該端数について募集新株予約権の割当てを受ける権利を有しない。

1        アウ      2        アエ      3        イウ      4        イオ      5        エオ

第30問種類株式発行会社でない甲株式会社において、株主Aが200株、株主Bが180株、株主Cが100株、株主Dが40株、株主Eが20株をそれぞれ保有し、その他に株主が存しない場合における株主総会の決議に関する次のアからオまでの記述のうち、当該決議が可決されるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、いずれの株主総会の決議においても、議決権を行使することができる株主の全員が出席し、かつ、議決権の不統一行使はされていないものとする。

ア 全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会の決議において、A及びBのみが賛成する場合

イ 準備金の額の減少に関する事項を定める株主総会の決議において、B及びCのみが賛成する場合

ウ 株主との合意による自己の株式の有償取得に関する事項の決定に併せて、取得価格等の通知をBのみに対して行う旨を定める株主総会の決議において、A及びDのみが賛成する場合

エ 甲株式会社が会社法上の公開会社でない場合に、残余財産の分配を受ける権利に関す

る事項につき株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会の決議において、A、B及びEのみが賛成するとき

オ 監査役を解任する株主総会の決議において、A及びCのみが賛成する場合

1        アイ      2        アオ      3        イウ      4        ウエ      5        エオ

第31問委員会設置会社の執行役に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 指名委員会の委員の過半数は、執行役を兼ねることができない。

イ 執行役の選任は、指名委員会の決定によって行う。

ウ 執行役の責任を追及する訴えは、株主代表訴訟として提起することができない。

エ 執行役が二人以上ある場合の代表執行役の選定は、執行役の過半数をもって行う。

オ 執行役が使用人を兼ねている場合には、執行役の個人別の報酬及び使用人としての報酬は、いずれも報酬委員会がその内容を決定する。

1        アエ      2        アオ      3        イウ      4        イエ      5        ウオ

第32問委員会設置会社以外の株式会社における剰余金の処分に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 株式会社が剰余金の額を減少して資本金の額を増加するには、株主総会の決議によって、減少する剰余金の額及び効力発生日を定めなければならない。

イ 株式会社が新設分割をする場合において、新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日に新設分割設立株式会社の株式のみを配当財産とする剰余金の配当をするときは、当該株式の帳簿価額の総額は、当該成立の日における新設分割株式会社の分配可能額を超えてはならない。

ウ 株式会社がその子会社の株式を配当財産とする剰余金の配当をしようとする場合には、株主総会の決議によって、一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととする旨を定めることができる。

エ 株式会社が、剰余金の配当により、株主に対し分配可能額を超える額の金銭を交付した場合には、当該剰余金の配当に関する職務を行った業務執行取締役は、当該株式会社に対し、当該金銭の額から分配可能額を控除した額の金銭を支払う義務を負う。

オ 剰余金の配当に関する事項を取締役会が定めることができる旨の定款の定めがある会計監査人設置会社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当に関する事項を定めることはできない。

1        アイ      2        アウ      3        イエ      4        ウオ      5        エオ

第33問種類株式発行会社ではないA株式会社とB合同会社との間の吸収合併に関する次のアからオまでの記述のうち、吸収合併存続会社がA株式会社である場合とB合同会社である場合のいずれにも該当するものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、合併対価は、吸収合併存続会社がA株式会社である場合には、その株式とされ、吸収合併存続会社がB合同会社である場合には、その持分とされたものとする。

ア A株式会社は、その総株主の同意を得なければならない。

イ A株式会社は、吸収合併契約に関する書面等をその本店に備え置かなければならない。

ウ A株式会社は、A株式会社の株主に対し、吸収合併をする旨並びにB合同会社の商号及び住所を通知し、又は公告しなければならない。

エ A株式会社は、新株予約権を発行しているときは、A株式会社の新株予約権者に対し、吸収合併をする旨並びにB合同会社の商号及び住所を通知し、又は公告しなければならない。

オ A株式会社は、吸収合併をする旨並びにB合同会社の商号及び住所等を官報に公告しなければならない。

1      アウ      2      アエ      3      イエ      4      イオ      5      ウオ

第34問持分会社の定款の定めに関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾がある場合であっても、定款に定めがあるときでなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

イ 社員は、業務を執行するが、定款の定めをもって、一部の社員を業務の執行をする社員とすることができる。

ウ 持分会社は、その持分の全部又は一部を譲り受けることができないが、定款に定めがあれば、持分の一部を譲り受けることができる。

エ 業務を執行する社員が自己又は第三者のために持分会社と取引をしようとするときは、当該取引について、当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならないが、定款の定めをもって、社員の全員の承認を受けなければならないとすることができる。

オ 持分会社が定款の変更をするには、総社員の同意が必要であるが、定款に定めがあれば、社員の多数決によることができる。

1      アイ      2      アウ      3      イエ      4      ウオ      5      エオ

第35問商人間の売買に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正し

いものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合には、買主は、代金の減額を請求することができる。

イ 売買の性質により、一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、相当期間を定めた履行の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

ウ 買主が売買の目的物の受領を拒んだ場合には、その目的物について滅失又は損傷のおそれがないときでも、売主は、相当期間を定めて催告をした後にその目的物を競売に付することができる。

エ 売主が売買の目的物の数量に不足があることにつき悪意であった場合には、買主は、売買の目的物を受領した際に遅滞なくその物を検査することを怠ったときでも、売主に当該数量不足を理由として損害賠償の請求をすることができる。

オ 買主が売買の目的物に直ちに発見することができない瑕疵があることを6か月以内に発見した場合において、直ちに売主にその旨の通知を発しなくても、売買の目的物が不特定物であれば、買主は、売主に瑕疵のない物の給付を請求することができる。

1      アウ      2      アオ      3      イエ      4      イオ      5      ウエ